

Client Alert

2015年2月号 (Vol.14)

1. はじめに
2. 知的財産法：改正特許法等の施行日が平成27年4月1日に決定
3. 競争法／独禁法①：改正独占禁止法の施行と関連規則の公布
4. 競争法／独禁法②：中国商務部、届出懈怠等に対する制裁を公表
5. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直しについての改正経済産業省令・告示の公布・施行
6. 労働法：「今後の労働時間法制等の在り方について（報告書骨子案）」が公表される
7. 会社法：監査等委員会設置会社への移行の動き
8. 一般民事①：厚生労働省、食品への異物の混入防止のための監視指導強化
9. 一般民事②：諫早湾干拓事業に関する最高裁決定の教訓
10. M&A：東証、特別支配株主の株式等売渡請求等に関する上場制度の改正を公表
11. ファイナンス・ディスクロージャー：インサイダー取引に対する課徴金納付命令の決定
12. 税務：平成27年度税制改正大綱 一定の要件下で被統括会社の範囲に内国法人を追加
13. 中国・アジア（ベトナム）：企業法及び投資法の改正
14. 新興国（南アフリカ）：公共の利益に関する審査ガイドライン案の公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015年2月号（第14号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：改正特許法等の施行日が平成27年4月1日に決定

2014年4月25日に可決・成立し、同年5月14日に公布された「特許法等の一部を改正する法律」（「平成26年改正特許法等」）の施行日を定める政令が2015年1月23日に閣議決定されました。

平成26年改正特許法等は、①救済措置の拡充、特許異議の申立て制度の創設を内容とする特許法の改正、②現在加入に向けた準備が行われている「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（ジュネーブ協定）に基づき、複数国に意匠を一括出願するための規定の整備を内容とする意匠法の改正、③色彩や音といった商標を保護対象に追加することを内容とする商標法の改正等を柱とするものです。

Client Alert

このうち、②の施行期日については、ジュネーブ協定の日本における発効日とされていますが、今般の閣議決定により、①及び②の施行期日が2015年4月1日と決定されました。

なお、上記政令と同日に、関係政令の整備や経過措置に関する政令も閣議決定されており、③に関連して、改正後の商標法4条1項18号により登録を受けることができず、26条1項5号により商標権の効力が及ばないとされている「商品等が当然備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標」につき、「立体的形状、色彩又は音」のみからなる商標と定められています。

<参考資料>

経済産業省による発表

<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150123002/20150123002.html>

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmjapan.com
弁護士 池村 聡
☎ 03-6266-8507
✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法①：改正独占禁止法の施行と関連規則の公布

平成27年1月21日、平成25年改正独占禁止法の施行日を平成27年4月1日と定める政令と、これに併せて「公正取引委員会の意見聴取に関する規則」（以下「本規則」といいます。）等、新たに制定又は改正された関係政令・規則が公布されました。

改正法では、現行法の下では審査官が主宰していた排除措置命令等に対する事前手続を、中立の職員（指定職員）が主宰する意見聴取手続とし、当事者（被処分者）の手続保障を拡充しています。本規則は、この意見聴取手続の具体的内容を定めたものです。例えば、本規則は、当事者が謄写を求めることができる証拠を具体的に特定し、また、指定職員の中立性担保のための欠格事由を明確にしています。さらに、本規則は、指定職員が当事者に対し、意見聴取期日に先立って陳述予定事項を記載した書面等の提出を求めることができることや、意見聴取の適正な進行を図るためにやむを得ない場合は意見の陳述又は証拠の提出を制限できること等も定めています。

改正法に基づく意見聴取手続は、改正法の施行期日である平成27年4月1日以降に排除措置命令等の事前通知が行われた事件が対象となります。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

Client Alert

4. 競争法／独禁法②：中国商務部、届出懈怠等に対する制裁を公表

2014年12月2日、中国商務部は、事業者集中（企業結合）の届出を怠った中国企業に対して制裁金の処分を行ったことを公表しました。

本件は、株式取得にあたり、届出基準を満たしていたにもかかわらず、届出を行わずに株式取得を実行したというものであり、商務部は取得者に対して30万人民元の制裁金の処分をしました。本件は、商務部の審査の結果、関連市場の競争を制限するものではないと結論づけられたにもかかわらず、なお制裁金の処分がなされている点で注意を要します。

中国の企業結合審査は、他国と比較して長期間を要する傾向がありますが、昨年からは一定の基準を満たす事件については簡易手続が導入され、審査期間の短縮化が図られています。商務部は、昨年からは、届出懈怠に対して厳しく臨む姿勢を明らかにしており、今回の処分の公表はその表れと見られます。日本企業が当事者となるM&Aでは、中国で届出が必要となることが多いため、M&Aを計画する際には届出の要否を忘れずに確認し、必要と判断される場合には届出を行う必要があります。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

5. エネルギー・インフラ：

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直しについての改正経済産業省令・告示の公布・施行

2015年1月22日、経済産業省は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連する告示を公布しました。これは、前号でご紹介した、2014年12月18日公表の固定価格買取制度の運用見直し（「本見直し」）の一部を実施するための改正で、主な内容は以下の通りです。

新たな出力制御ルール

- 出力制御の対象の見直し（出力500kW以下の太陽光・風力にも適用を拡大）
- 「30日ルール」の時間制（太陽光：360時間/年、風力：720時間/年）への移行
- 指定電気事業者制度（接続申込量が接続可能量を上回った場合には30日を超えて無補償の出力制御の可能性を前提に接続を可能とする）の活用による接続拡大

Client Alert

その他の固定価格買取制度の運用見直し（今回改正分）

- ・ 調達価格が変更される場面の拡大（太陽光パネルの変更等により調達価格が変更）
- ・ 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

新たな出力制御ルールについては 2015 年 1 月 26 日に施行されているものの、同日以降一律に変更後のルールが適用されるわけではなく、電力会社ごとに、また、接続申込の時点及び設備の出力によって、出力制御ルールの適用関係が異なる点に留意が必要です。また、調達価格の変更場面の拡大については 2015 年 2 月 15 日から施行され、同日以降に申請される変更に応用されます。

本見直しに含まれる調達価格の決定時期の変更及び運転開始後の仕様変更に関する調達価格の変更に関しては、今回の改正には含まれておらず、2015 年 4 月 1 日に変更が予定されています。但し、これらの改正内容については、3 月頃に行われるパブリックコメントの結果を受けて見直される可能性があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

弁護士 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmjapan.com

弁護士 弘世 和久
☎ 03-6266-8551
✉ kazuhsa.hirose@mhmjapan.com

6. 労働法：「今後の労働時間法制等の在り方について（報告書骨子案）」が公表される

2015 年 1 月 16 日、厚生労働省は、労働政策審議会労働条件分科会において、労働時間法制の見直しに向けた報告書の骨子案を公表しました。特に注目を集めているいわゆるホワイトカラー・エグゼンプション（36 協定の締結や割増賃金の支払い義務を除外する制度）について、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル労働制）」として以下の骨子による新たな制度創設を提示しています。

(1) 対象業務

「高度の専門的知識等を要する」や「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」などの性質を満たすものとし、具体的な例示として、金融商品の開発やディーリング、企業・市場等の高度な分析、コンサルタントなどが挙げられています。

(2) 対象労働者

対象労働者ごとに、職務記述書等に署名する形で職務内容及び制度適用について書面による合意を得ることを要件としています。さらに、一定の給与要件を課すこ

Client Alert

とし、具体的には、労働基準法 14 条で定期雇用契約期間の例外対象となる、高度な専門的知識等を有する労働者の告示内容（1,075 万円）を参考とするとしています。

(3) 長時間労働防止措置等

事業場の内外で働いた合計の「健康管理時間」を把握し、これに基づいて措置を講じることが要件となります。この長時間労働防止措置は、労使委員会の 5 分の 4 以上の決議により、例えば、①24 時間について継続して一定以上の休息時間を与える（インターバル規制）、②健康管理時間が 1 ヶ月につき一定の時間を超えないこととする、③4 週を通じ 4 日以上かつ 1 年を通じ 104 日以上の日を休むとといったことを定めることが求められます。

さらに、健康管理時間が週 40 時間を超え、その超えた時間が月当たり 100 時間を超えた労働者については医師による面接指導を義務づけ、これに違反した場合は罰則を適用する、とされています。

同制度については慎重な意見もあることから、今後の労働政策審議会における議論の行方が注目されます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com
弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

7. 会社法：監査等委員会設置会社への移行の動き

2015 年 5 月 1 日に施行される改正会社法においては、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社制度の導入が予定されていますが、2015 年 1 月 28 日には株式会社バイテックが、また、翌 29 日にはアンリツ株式会社が、それぞれ本年 6 月総会における定款変更を経て、監査等委員会設置会社へと移行する旨を公表しました。

監査等委員会設置会社への移行については、従前より、①社外監査役に加えて社外取締役を選任する場合の負担感・重複感を解消できること、②定款の定め等により、一部の取締役会決議事項の決定を取締役に委任できること、③海外の機関投資家から見て分かりやすいガバナンス体制を構築できること等がメリットとして挙げられていましたが、ここに来て、(i) 議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc. (ISS) が、2016 年 2 月より、取締役会に複数名の社外取締役（独立性を問うか否かは未定）がない企業の経営トップの選任に反対を推奨する旨の議決権行使助言方針（ポリシー）を公表したこと、(ii) 2015 年 6 月 1 日施行予定のコーポレートガバナンス・コードにおいて、2 名以上の独立社外取締役の選任を求める旨の原則が規定される予定であること等から、今後、移行に向けた動きが加速することも予想され、今後の動向が

Client Alert

注目されます。

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com
弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

8. 一般民事①：厚生労働省、食品への異物の混入防止のための監視指導強化

最近、食品への虫、ビニール片、金属片、プラスチック片等の異物混入事案が相次いでいます（なお、国民生活センターが2015年1月26日に公表した食品の異物混入に関する相談の集計結果によれば、2014年受付分の件数は例年並みでしたが、2014年以降、食品の安全性に関する消費者の関心が一段と高まっていることもあり、2015年以降、相談件数が急増する可能性が指摘されています。）。

このような状況を踏まえ、2015年1月9日、厚生労働省は、都道府県等の関係部局に対し、食品衛生関係法令等に基づき、食品等事業者において異物の混入防止のための取組が徹底され、食品の安全性が確保されるよう、食品等事業者に対する監視指導等の徹底を行うよう通知しました。

厚生労働省は、以前から、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」において、原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講ずること等を通知しているところですが、今般の通知を受けて、都道府県等による食品等事業者に対する監視指導等が強化されることが予想されます。食品に関わる事業者においては、食品の安全性の確保に向けて、より一層の取組みが求められます。

食品の異物混入事案についての各社の対応状況やこれに対する世間の反応は、とりわけBtoCビジネスを営む事業者にとっても、危機対応マニュアル等の作成あるいは更新に際して参考にできることが多く、今後の動向が注目されます。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 堀 天子
☎ 03-5220-1826
✉ takane.hori@mhmjapan.com

Client Alert

9. 一般民事②：諫早湾干拓事業に関する最高裁決定の教訓

長崎県にある諫早湾の干拓事業を巡り、相手方当事者を異にする福岡高裁の2件の決定により、国が排水門を開放してもしなくても、制裁金の支払を命じられていた問題について、最高裁は、2015年1月22日、福岡高裁の2件の決定をいずれも支持し、国の不服申立てを退けました（4人の裁判官全員一致）。

最高裁は、「民事訴訟においては、当事者の主張立証に基づき裁判所の判断がされ、その効力は当事者にしか及ばないのが原則であって、権利者である当事者を異にし、別個に審理された確定判決と仮処分決定がある場合に、その判断が区々に分かれることは制度上あり得るのであるから、同一の者が仮処分決定に基づいて確定判決により命じられた行為をしてはならない旨の義務を負うこともまたあり得るところである。」と判示しました。いわば、最高裁は、同一事案について実質的に相反する義務を負うという司法判断のねじれ状態が生じても、民事訴訟の構造等からしてやむを得ないとしたものです。

民間企業も、元請下請等の重層的な契約関係が成立するような場面で、同一事案について当事者を異にする複数の訴訟等に巻き込まれることは珍しくありません。本判決に従えば別個の手続では相矛盾する結論になってもやむを得ないということになりますので、そのような事態に陥ることのないよう、共同訴訟、訴訟告知等の制度や手続を活用して一体的な解決を図ることが大切といえます。

弁護士 早川 学

☎ 03-5223-7748

✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com

弁護士 堀 天子

☎ 03-5220-1826

✉ takane.hori@mhmjapan.com

10. M&A：東証、特別支配株主の株式等売渡請求等に関する上場制度の改正を公表

2015年1月30日、東京証券取引所は、「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」を公表し、パブリックコメント手続きを開始しました。

主要な内容は、(i) 社外役員の社外性の要件緩和を踏まえた独立役員の要件の緩和と、(ii) 特別支配株主の株式等売渡請求制度に関する適時開示事由及び上場廃止基準の追加であり、M&Aの観点からは(ii)が重要といえます。

具体的には、①上場会社の決定事実として、「上場会社の業務執行を決定する機関が株式等売渡請求の承認を行うことについて決定（承認しない決定を含む。）した場合」が追加され、また、②上場会社の発生事実として「特別支配株主が上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に

Client Alert

係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合」が追加されます。

また、「特別支配株主が株式の全部を取得する場合」が上場廃止事由として追加され、この場合の上場廃止日は、全部取得条項付種類株式を利用したスクイズ・アウトの場合と同様、取得日の3営業日前の日とされています。

なお、今般の会社法の改正においては、全部取得条項付種類株式の全部取得、株式併合及び特別支配株主の株式等売渡請求の場合の事前備置書類及び事後備置書類の作成義務も規定されており、今回の公表資料において明示的に言及はされていませんが、合併等の組織再編行為の場合と同様に、これらの書類も東京証券取引所に対し提出が義務付けられ公衆縦覧の対象となる可能性がある点にも留意が必要です。

上記のとおり、特別支配株主の株式等売渡請求については、会社法以外の諸手続についても着実に整備されている状況にあり、実務におけるスクイズ・アウトの手段として積極的に活用されることが期待されます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー :

インサイダー取引に対する課徴金納付命令の決定

金融庁は、2015年1月16日、違法なインサイダー取引を行ったとして、52万円の課徴金及び44万円の課徴金の納付を命じる決定を行ったことを公表しました。

52万円の課徴金が課された事案では、被審人が、上場会社U社の役員Vから、U社の業務執行決定機関が株式分割を行う決定をした旨の重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前に、自己の計算でU社株式合計1,000株を買付価額合計548万円で買い付けたことが問題とされています。

また、44万円の課徴金が課された事案では、公開買付けの対象会社となったW社の社員Xから、Z社の業務執行決定機関がW社の公開買付けを行う決定をした旨の重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前に、自己の計算でW社の株式合計1,000株を買付価額合計135万3,000円で買い付けたことが問題とされています。

インサイダー取引については、(売却により)利益が確定・発生しない限り違反とされないという誤解もあるようですが、上記のとおり、未公表の重要事実を知って行う買付け自体で違反となる点に留意が必要です。

インサイダー取引は、常時、当局による監視や調査がなされており、発覚する可能性が極めて高いものです。また、インサイダー取引規制の違反事案に対する社会的関心は高く、違反事案が公表された場合には、当該違反者が制裁を受けるのみならず、当該違反者が所属する会社等も社会的非難の対象となりえます。

Client Alert

各上場会社においては、社内の情報管理やインサイダー取引防止規程の遵守を徹底するとともに、インサイダー取引規制に関する社内研修等を継続的に行う等、インサイダー取引規制違反を未然に防ぐ態勢が肝要です。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com

弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

12. 税務：平成 27 年度税制改正大綱 一定の要件下で被統括会社の範囲に内国法人を追加

平成 27 年度税制改正において、タックスヘイブン対策税制（TH 対策税制）の適用除外基準の一つである事業基準の判定において問題となる「被統括会社」の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の 50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が追加される予定であることが、平成 27 年度税制改正大綱から明らかになりました。

TH 対策税制は、シンガポールや香港等の軽課税国に存在する外国法人が現地で合理性のある事業を実態的に行っていると認められる場合に適用が除外されますが、当該外国法人が株式保有を主たる事業としている場合には、適用除外を受けることはできません（事業基準）。しかし、当該外国法人が、単なる株式保有ではなく、地域ごとの海外拠点を統括して、事業方針を決定する等の業務を行っていること、その他一定の要件を満たす会社（「統括会社」）に該当すれば、事業基準を充足するため、TH 対策税制は適用されません。そして、外国法人が「統括会社」に該当するための要件の一つとして、「被統括会社（統括会社が株式等の 25%以上を有し、かつ本店所在地国に事業を行うに必要と認められる事業に従事する者を有する会社）の株式の簿価 > 統括会社が有する株式の簿価×50%」という要件が定められています。そして、現行法上は、「被統括会社」に内国法人は含まれないことになっています。

そこで、例えば、日本企業が軽課税国において実際に統括業務を営む外国法人を買収した場合、当該外国法人が内国法人株式を保有し、かつ、その内国法人株式の簿価が高いときには、「被統括会社の株式の簿価」に当該内国法人株式の簿価は加算されないことから、結果的に、上記の要件を充足せず、当該外国法人が「統括会社」に該当しない（事業基準を満たさない）という問題が指摘されていました。

本改正によって、買収対象となった軽課税国の外国法人が内国法人株式を保有していたとしても、一定の要件を充足することにより当該外国法人が「統括会社」に該当し、事業基準を満たすことができるため、日本企業による外国法人企業グループの買収が活発化することが期待されます。

Client Alert

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmjapan.com

13. 中国・アジア（ベトナム）：企業法及び投資法の改正

2014年11月28日に閉幕した国会（第13期国会第8回会議）において、企業法及び投資法の改正法（以下、それぞれ「改正企業法」及び「改正投資法」）が可決されるに至りました。改正企業法及び改正投資法は、いずれも2015年7月1日より施行されます。

以下では、改正企業法及び改正投資法の重要なポイントについて簡単にご説明します。

1 改正投資法のポイントについて

- ① 現投資法上、外国投資家（Foreign investor）がベトナムに投資する場合には、事前に投資プロジェクトを特定した上で投資許可証（Investment Certificate）を取得する必要があります。この点、草案段階では、投資許可証から投資登録証（Investment Registration Certificate）に改めるとともに、条件付投資分野以外については、投資登録証の取得手続を不要とする旨提案されていました。しかしながら、改正投資法の下では、外国投資家による投資プロジェクトについては、一律、投資登録証を取得しなければならないと規定されました。一方、外国投資家によるベトナム企業への出資や株式取得等の場合、当該出資や株式取得等の登録手続を行えば足り、投資登録証の取得は不要とされています。なお、この投資登録証は、発行機関（計画投資省・工業団地等を指します。）によって申請書類が受理された日から15日以内に発行されると規定されています。なお、一定の重大なプロジェクトに関しては、事前に国会、首相又は省レベルの人民委員会の承認を得た上で投資登録証を取得することになります。
- ② 草案段階では、外資が51%を超える会社の子会社を設立する場合に限って、「外国投資家」と同様の投資手続を負担すると規定されていました。したがって、外資がちょうど51%の株式を保有する株式会社（Joint Stock Company）の場合、外資が支配権を有する株式会社（改正企業法では株主総会の普通決議事項は51%以上で可決できると規定されています。）の子会社であっても、投資法上は「内資企業」と同様の簡素な手続で足りることになるのではと期待されておりました。しかしながら、改正投資法では、外資が51%以上の出資を行うベトナム企業の子会社を設立する場合、「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならないと規定されました。もっとも、現行法下では、外資

Client Alert

が 49%以上の会社がその子会社を設立する場合には、「外国投資家」と同様の投資手続を負担しなければならないと規定されていることから、若干規制が緩和されることとなります。

2 改正企業法のポイントについて

- ① 草案段階では、有限責任会社（Limited Liability Company）の社員総会及び株式会社の株主総会の決議要件が、普通決議については 51%以上、特別決議については 65%以上に引き下げられることが提案されていました。しかしながら、改正企業法では、有限責任会社の社員総会の普通決議及び特別決議要件は現状維持となり、株式会社の株主総会の決議要件のみ普通決議については 51%以上、特別決議については 65%以上に引き下げられました。また、これに伴って、株主総会の書面決議要件も 75%から 51%に引き下げられました。なお、書面決議要件については、有限責任会社の社員総会においても 75%から 65%に引き下げられました。また、総会の定足数については、有限責任会社の社員総会については 75%から 65%に、株式会社の株主総会の定足数は 65%から 51%に引き下げられました。
- ② また、改正企業法では、(i) 少数株主又は社員の権限の強化、(ii) 出資期限の厳格化、(iii) 1名有限責任会社による減資の解禁等の改正が行われました。

弁護士 江口 拓哉
☎ 03-5223-7745
✉ takuya.equchi@mhjapan.com
弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhjapan.com
弁護士 山口 健次郎
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhjapan.com

14. 新興国（南アフリカ）：公共の利益に関する審査ガイドライン案の公表

2015年1月23日、南アフリカの競争委員会は、「公共の利益」（Public Interest）に関する審査ガイドライン案を公表しました。同委員会では、2015年2月23日までパブリックコメントを募集しております。

南アフリカでは、競争法に基づく企業結合審査において、M&A がもたらす競争制限効果等に加えて、当該取引が公共の利益の観点から正当化できるかという点も審査対象になっていますが（競争法 12条 A (3)）、従前、かかる審査に関して具体的な基準が定められていなかったため、当事会社が十分な情報を競争委員会に対して提供することができず、企業結合審査が遅延する要因となっていました。今般のガイドライン案は、競争委員会又は競争裁判所が取り扱った過去の事件等を踏まえて、競争委員会の審査方法

Client Alert

や審査を行う上で必要となる情報等を明文化しており、これによって企業結合審査が効率的かつ迅速なものになることが期待されています。

公共の利益に関する審査にあたっては、①特定の産業分野又は地域に与える影響、②雇用に与える影響、③歴史的に差別された人々（Historically Disadvantaged Persons）が支配又は所有する小企業の競争力に与える影響、及び④国際市場における南アフリカの産業の競争力に与える影響等が考慮される等、日本を含めた諸外国における企業結合審査とは別段の配慮が求められますので、今般のガイドライン案につきましても十分にご注意いただく必要があるものと思われます。

弁護士 秋本 誠司
☎ 03-5220-1818
✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com
弁護士 小川 正太
☎ 03-6266-8908
✉ shota.ogawa@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『営業秘密の保護と技術流出防止策～企業が是非とも実行しておかなければならない総合的経営戦略を伝授～』
開催日時 2015年2月9日（月）14:00～17:00
講師 玉木 昭久
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『改正会社法等対応 株主総会の準備と運営【福岡開催】』
開催日時 2015年2月10日（火）13:30～16:30
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『最近の金融行政の動きと監査役の記事』
開催日時 2015年2月12日（木）9:30～11:30
講師 江平 享
主催 一般社団法人全国地方銀行協会

- セミナー 『新任担当者のための株主総会運営の基礎と実践《全3講》
～根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ～』
開催日時 2015年2月13日（金）13:30～16:30
講師 奥山 健志
主催 株式会社商事法務

Client Alert

- セミナー 『流動化・証券化取引におけるデリバティブの活用
ー信託を利用したクレジットリンクローンの解説を中心にー』
開催日時 2015年2月18日(水) 14:00~16:00
講師 江平 享
主催 一般社団法人流動化・証券化協議会

- セミナー 『改正大口信用供与等規制のポイントと実務上の諸論点の解説』
開催日時 2015年2月19日(木) 9:00~12:00
講師 石川 貴教
主催 金融ファクシミリ新聞

- セミナー 『アジア労働法カレッジ【ベトナム編】ベトナムの労働法制と労務管理のポイント』
開催日時 2015年2月20日(金) 14:00~17:00
講師 埴 晋
主催 一般社団法人経団連事業サービス

- セミナー 『2014年度企業法務研究部会「株主総会への実務対応」』
開催日時 2015年2月20日(木) 14:30~17:00
講師 菊地 伸
主催 一般財団法人中部生産性本部

- セミナー 『平成26年会社法改正に伴う法務省令改正案の解説』
開催日時 2015年2月25日(水) 13:30~17:00(前半)
2015年3月5日(木) 14:30~17:00(後半)
講師 内田 修平
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『内部統制システムの見直しのポイント』
開催日時 2015年2月27日(金) 13:30~16:30
講師 石井 裕介
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『クロスボーダーM&Aの実務 ~契約実務・ストラクチャリングの手法等~』
開催日時 2015年2月27日(金) 13:00~16:00
講師 大石 篤史
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『契約・取引に対する独禁法の適用と公取委ガイドラインの実務
～ガイドライン改正の最新動向や海外との比較を踏まえて～』
開催日時 2015年3月5日(木) 14:00～17:00
講師 池田 毅
主催 SMBC コンサルティング株式会社

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 書籍 『株主提案と委任状勧誘〔第2版〕』2015年1月刊
出版社 株式会社商事法務
著者 三浦 亮太、太子堂 厚子、松下 憲、若林 功晃（共著）
- 書籍 『Q&A 金融モニタリング基本方針がよくわかる講座』2015年2月刊
出版社 株式会社きんざい
著者 江平 享（編著）、石川 貴教、池田 和世（著）
- 論文 「基本法のゆくえ ー歴史的変革期を迎える日本の法制度」
掲載誌 NBL 1041号
著者 鎌田 薫、但木 敬一
- 論文 「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点 ー国内火力
発電事業を念頭に ①電力供給契約」
掲載誌 NBL 1042号
著者 小林 卓泰、齊藤 憲司
- 論文 「知財判例速報 規約の著作物性 ー東京地判平成 26.7.30」
掲載誌 ジュリスト 1476号
著者 池村 聡
- 論文 「特集 1 法務省令案を完全フォロー！ 株主総会の準備 ガバナンス
に注目した想定問答」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.3
著者 太子堂 厚子
- 論文 「中国における合弁解消の交渉戦略」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.3
著者 孫 彦

Client Alert

- 論文 「企業集団内部統制における留意点」
掲載誌 月刊監査役 No. 635
著者 石井 裕介

- 講演録 「第 79 回監査役全国会議 第 1 分科会 株主代表訴訟への対応」
掲載誌 月刊監査役 No. 636
著者 松井 秀樹（報告者）

- 論文 「<企業法務>グループ内部統制について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol. 27 No. 2
著者 石井 裕介

- 論文 「第 187 回臨時国会で成立した主な法律と実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1403
著者 松田 知丈

- コラム 「相談室〔会社法務〕マタニティハラスメント最高裁判決」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.2
著者 竹岡 裕介

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 各種 M&A リーグテーブルにおいて 1 位を獲得しました
当事務所は各種 M&A リーグテーブルランキングにおいて 1 位を獲得いたしました。
 - ブルームバーグ：2014 年日本 M&A リーグテーブル（件数順ランキング）
 - トムソン・ロイター：M&A リーガル・アドバイザー（2014 年の日本企業関連の公表案件及び完了案件の件数順ランキング）
 - マージャーマーケット：2014 年リーガル・アドバイザーのグローバル M&A リーグテーブル（日本における件数順ランキング）

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com